

著作権セミナー

～著作権法第35条改正間近！？大学では何が起こるのか？

講 師： 吉田素文

国際医療福祉大学(IUHW)医学部 副医学部長・医学科長
大学院医学研究科教授予定者

九州大学附属図書館 特別研究員

大学学習資源コンソーシアム 運営委員

日 時： 2018年 3月 1日(木)

場 所： 九州大学伊都キャンパス 新中央図書館

時 間： 13:30～15:00(90分)

私達の希望(本セミナー概要より)

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/topics_20180125

効果的な授業を行うため、
著作物を含む教材を
学習管理システム等を介し
授業外で配布・共有したい

eラーニング教材に含まれる他人の著作物に関する課題

(平成21年8月30日付 文部科学省高等教育局医学教育課長上申書から抜粋)

- 1.政策的に推進されているのに法整備が不足
- 2.引用の定義が曖昧で公的なガイドラインがない
- 3.他人の著作物を使った「教材」の判例がない
- 4.著作権処理に時間がかかり人材も不足
- 5.教員や教務職員の認識不足
- 6.教育施設により方針が異なる

eラーニング教材に含まれる他人の著作物に関する課題への対策

(平成21年8月30日付 文部科学省高等教育局医学教育課長上申書から抜粋し一部加筆)

1. 法改正を働きかける
2. 公的なガイドラインを作成
3. 法的な争いが起きて判例ができるのを待つ
4. 専門的な知識や技能を有する人材を養成
5. 教職員・**学生**の啓発(FD、SD、**授業**)
6. 著作権処理の方針について多施設が協議

これまでの状況(本セミナー概要より)

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/topics_20180125

- 著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)は適用不可
- 同法第32条(引用)を適用すれば可能とする考え方で大学教育上のガイドラインを作成
- 以上については権利者、利用者ともに理解が不十分



6 著作物等を利用するときは

それは著作物か？

YES

権利に関わる利用方法か？

YES

著作権の保護期間内のものか？

YES

例外規定(権利制限規定)に該当する
利用方法か？

NO

著作権者から許諾を得る(契約)

著作者

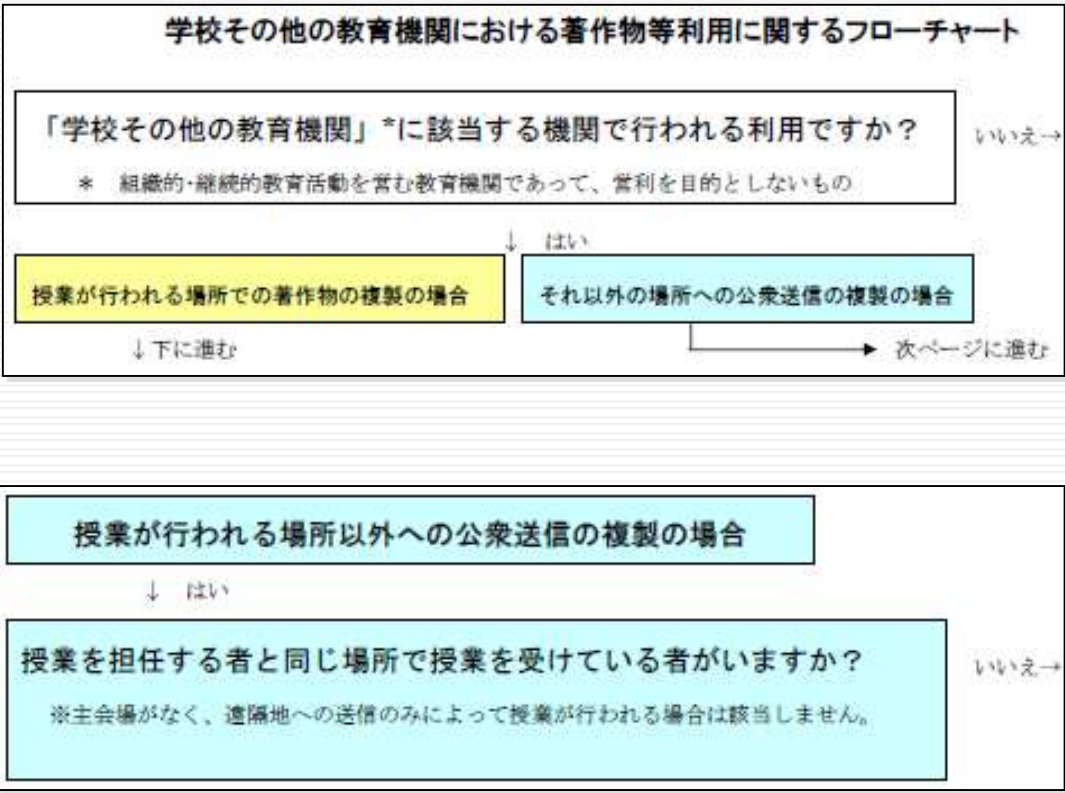
著作権の委託を受けた団体(著作権等管理事業者)

著作権を譲り受ける(契約)

相当の額の対価

一定の要件を満たせば、
例外的に許諾を得ずに
著作物を利用できる

日本書籍出版協会「学校その他の教育機関における著作物等利用に関するフローチャート」



自由利用できません。許諾を取ってください。

<http://www.jbpa.or.jp/guideline/index.html>

「許諾を得る必要がない特別な場合」

個人的に楽しむ
ための複製

報道等のために
必要な利用

障害をもつ人の
福祉の増進のために
必要な利用

行政機関等の業務
遂行に必要不可欠な
複製

非営利・無料・無報酬
の上演、演奏、
上映、口述

教育目的のために
必要な複製、
公衆送信

引用として
の利用

その他

新聞記事や文芸作品の一部などを
プリント教材にするケース

児童生徒の調べ学習の発表資料にホームページや
百科事典などから写真や文章などを複製するケース

教育目的のための複製（第35条第1項）

許諾を得ずに複製できる条件

- ①学校その他の教育機関における複製であること
- ②授業の過程において使用するための複製であること
- ③担任又は授業を受ける者による複製であること
- ④必要と認められる限度の複製であること
- ⑤公表された著作物の複製であること
- ⑥これらの要件を満たした上で、著作権者の利益を不当に害しない複製であること

同様の条件であれば、遠隔授業を行うこと（公衆送信）についても許諾を得る必要はない（同条第2項）。

著作権法第35条 第2項(Q&A P.7)

(学校その他の教育機関における複製等)

□ 公衆送信可の条件

1. 公表された著作物
2. 教育機関における授業の過程
3. 著作物の複製物を提供または提示
4. 授業以外の場所で授業を同時に受ける者に対して

□ ただし、著作権者の利益を不当に害する場合は不可

- 著作物の種類及び用途
- 公衆送信の態様

「許諾を得る必要がない特別な場合」

個人的に楽しむ
ための複製

報道等のために
必要な利用

障害をもつ人の
福祉の増進のために
必要な利用

行政機関等の業務
遂行に必要不可欠な
複製

非営利・無料・無報酬
の上演、演奏、
上映、口述

教育目的のために
必要な複製、
公衆送信

引用として
の利用

その他

学術論文で、自己の説を補足、比較するために他人が執筆した論文の一部を引用するケース

文芸評論で、批評のために作品のある場面を引用するケース

読書感想文で、感動した場面を説明するために、主人公の台詞などの一部を引用するケース

引用としての利用(第32条)

許諾を得ずに複製、口述などによる引用ができる条件

①公正な慣行に合致する引用であること

(自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な主従の関係があること)

(引用する部分が明確に区分されること)

②引用の目的上正当な範囲内で行われること

(引用の必然性があること)

③公表された著作物の利用であること

許諾を得ずに引用できる場合であっても、原則として出所を明示しなければならない

日本医書出版協会： 「大学等におけるテキスト作成時のご注意」

- 大学等で、テキスト(教材)を作成される際に他書の図表等を利用される場合
- 引用として認められる範囲を超えると「転載(複製)」に該当し、著作権者の許諾が必要



<http://www.medbooks.or.jp/copyright/textbook/>

日本医書出版協会「引用と転載について」

～引用に際して著作権法上遵守しなければならない点

1. すでに公表された著作物であること。
2. 引用する「必然性」があること。
3. 引用部分が明瞭に区分されていること。
4. 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。
5. 原則として、原形を保持して掲載すること。
 - 著作者には同一性保持権がありますので、同一性つまり原形を保持することが必要です。
6. 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。
7. 出所(出典)を明示すること。
 - 出所明示は、引用した部分のなるべく近くにすることが原則です(明示方法等については後述)。巻頭や巻末に参考文献として掲げただけでは、引用部分と出所との関連が不明確なので、出所明示とは認められない場合があります。

<http://www.medbooks.or.jp/forauthor/quot.php>

現状：他人の著作物を含むオンライン教材の作り方

- 「引用」の要件に沿ってスライドを作成
 - 出所の明記
 - ガイドライン参照
 - 翻訳
 - 「引用」の要件を満たしていれば適法
 - 翻案(改変)
 - 原著者の同一性保持権に配慮の上行う
- 「引用」に該当しない場合は使用許諾を申請
 - 翻訳、翻案は「変更前の転載に承諾を得た上で、変更後の申請・承諾が必要」と言われる可能性あり

文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)

※ダウンロード注意(187ページあります！)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf

- 教育現場でさらにICT活用教育を推進するため、著作権法の改正を提言
- この概要執筆時点(1月25日)で会期中の通常国会において審議される可能性が高い...

などと言っているうちに



平成30年2月23日(金)20時ごろ 新幹線電光文字ニュース

著作権処理のため、表示できません。

毎日新聞ニュース | 2018年2月23日20時55分

<https://mainichi.jp/articles/20180224/k00/040/093000c>

- 政府は23日、著作権法改正案を閣議決定し、国会に提出。今国会で成立する見通し
- インターネットでの検索、授業教材として電子データを利用し著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる新たな制度

著作権法の一部を改正する法律案

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1401718.htm



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

絞り込み検索 | サイトマップ | English

文字サイズの変更 小 **中** 大

検索したい語句を入力して下さい。 

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介 | 教育 | 科学技術・学術 | スポーツ | 文化

トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第196回国会における文部科学省提出法律案(平成30年1月22日～) > 著作権法の一部を改正する法律案

● 著作権法の一部を改正する法律案

- 著作権法の一部を改正する法律案(概要) (PDF:85KB) 
- 著作権法の一部を改正する法律案(要綱) (PDF:59KB) 
- 著作権法の一部を改正する法律案(案文・理由) (PDF:202KB) 
- 著作権法の一部を改正する法律案(新旧対照表) (PDF:279KB) 
- 著作権法の一部を改正する法律案(参照条文) (PDF:231KB) 



お問合せ先

文化庁長官官房著作権課

(大臣官房総務課法令審議室)

[文部科学省ホームページトップへ](#) | [ページの先頭に戻る](#)

— 登録:平成30年02月 —

学校教育法の一部を改正する法律案

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1401720.htm

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文字サイズの変更 小 中 大

絞り込み検索 サイトマップ English

検索したい語句を入力して下さい。

会見・報道・お知らせ 政策・審議会 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省の紹介 教育 科学技術・学術 スポーツ 文化

トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第196回国会における文部科学省提出法律案(平成30年1月22日～) > 学校教育法の一部を改正する法律案

● 学校教育法の一部を改正する法律案

- [学校教育法の一部を改正する法律案\(概要\) \(PDF:147KB\)](#)
- [学校教育法の一部を改正する法律案\(要綱\) \(PDF:47KB\)](#)
- [学校教育法の一部を改正する法律案\(案文・理由\) \(PDF:84KB\)](#)
- [学校教育法の一部を改正する法律案\(新旧対照表\) \(PDF:373KB\)](#)
- [学校教育法の一部を改正する法律案\(参照条文\) \(PDF:283KB\)](#)

お問合せ先

初等中等教育局教科書課

(大臣官房総務課法令審議室)

文部科学省ホームページトップへ ページの先頭に戻る

— 登録:平成30年02月 —

デジタル教科書教材協議会(DiTT)シンポジウム 「教育利用に関する著作権の動向」

NEW

<http://ditt.jp/news/?id=2359>

- 実施日程：2018年2月28日(水)
- 時間：13:30～15:00
- 会場：慶応義塾大学三田キャンパス東館8階ホール
- 対象：
 - DiTT会員企業
 - 一般参加者
 - プレス関係者



登壇予定(敬称略)

<http://ditt.jp/news/?id=2359>

石橋通宏	参議院議員／超党派「ICT教育促進議連」事務局長
菊池尚人	一般社団法人融合研究所 代表理事
工藤紗貴子	株式会社文理編集企画室／学研教育総合研究所委嘱研究員
小林圭一郎	株式会社ベネッセコーポレーション コンプライアンス本部 著作権担当部長
瀬尾太一	教育利用に関する著作権等管理協議会座長
吉田素文	国際医療福祉大学医学部 副医学部長・医学科長
中村伊知哉	DiTT専務理事、慶應義塾大学メディアデザイン研究科教授
石戸奈々子	DiTT事務局長、NPO法人CANVAS理事長
ほか	

石橋通宏氏(民進党参議院議員)の発言

学校教育の情報化の推進に関する法律案概要(案)

1. 超党派「教育ICT利活用推進議連」の紹介
2. 推進法案策定の背景
3. 推進法案のポイント
 - 理念、国・自治体・設置者の責務と基本計画、協議の場の設置
 - 教科書の単なるデジタル化にとどまらず著作物を含む教材の公衆送信等の利用にも言及
4. 法案の見通し

瀬尾太一氏の発言

教育に関する著作権等管理協議会の取り組み

- 早ければ2035年と言われている、AIのシンギュラリティが訪れると、現在、ヒトが行っている業務の一部をAIがとって代わる。
- 2035年は、現在5歳の子供達が大学を卒業する年である。
- 教育が今のままでは、大学を卒業したものの仕事がないということになりかねない。
- 一刻も早くICT活用教育に対応しなければならない。

吉田のコメント

- 現在の5歳児が、デジタル教科書で学び、10数年後に大学に入学するのは大歓迎
- その時に大学が対応できるように、我々も態勢を整えておくことが必要
- デジタル教科書教材協議会(DiTT)に何を求めるのかという問いには「ぜひお仲間にいれていただきたい」と回答

□ 改正の趣旨

- デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため
- 著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、**教育**、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする

著作権法改正の概要

文化庁長官官房著作権課@文科省ウェブサイト

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1401718.htm

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備(第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係)
2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)
3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)
4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(第31条、第47条、第67条等関係)

□ 施行期日

- 平成31年1月1日
- (2については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1401718.htm

- ICTの活用により教育の質の向上等を図るため
- 学校等の授業や予習・復習用に
- 教師が他人の著作物を用いて作成した教材を
- ネットワークを通じて生徒の端末に送信すること
- 許諾なく行えるようにする

【現在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要

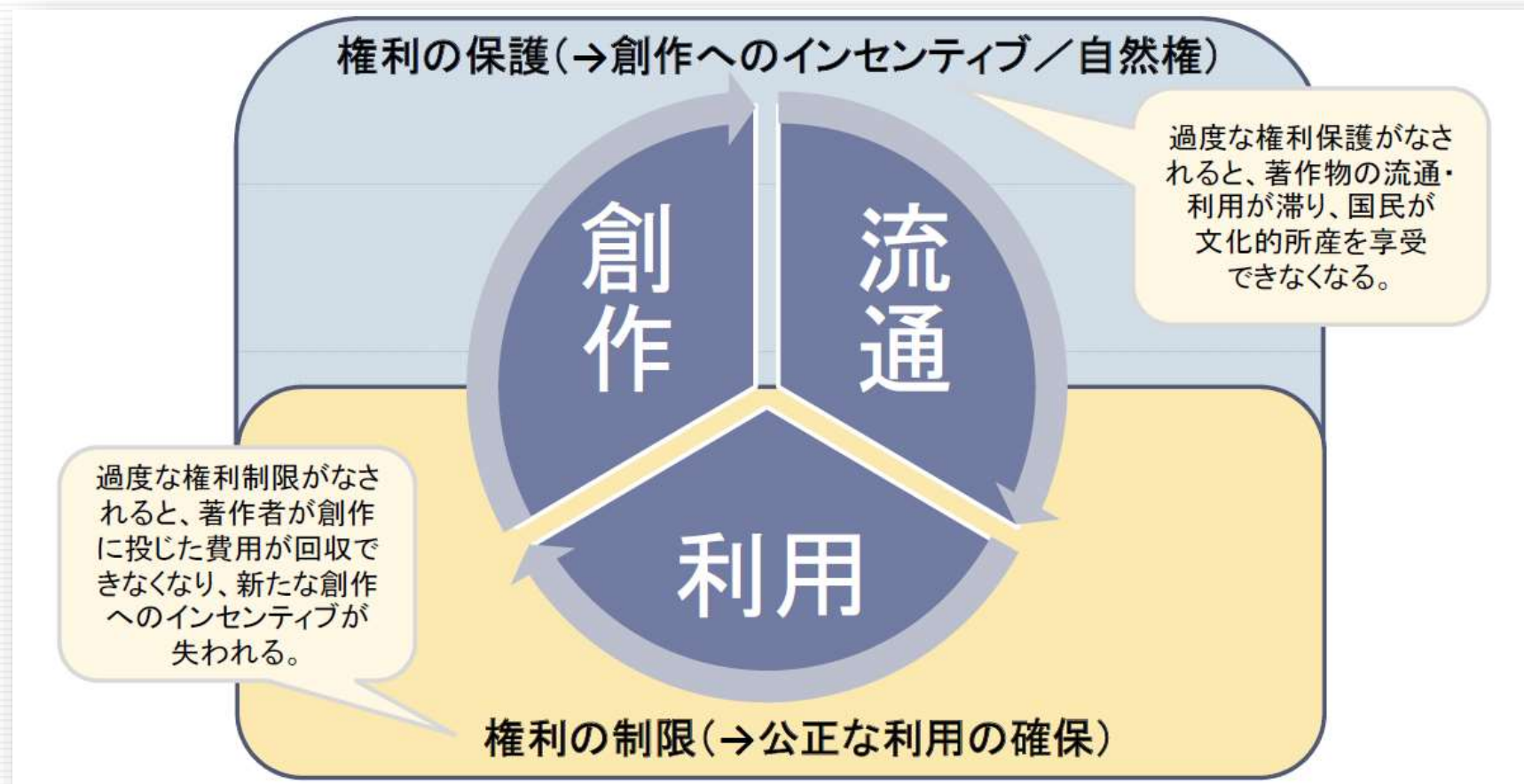
【改正後】**ワンストップの補償金支払**のみ(権利者の許諾不要)

教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について

(平成29年9月15日内閣府第1回投資等ワーキング・グループ)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/agenda.html>

1. 著作権法の目的



教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について

(平成29年9月15日内閣府第1回投資等WG文化庁著作権課資料)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/agenda.html>

2. 教育目的の著作物利用と著作権の制限について

- 教育の公益性に鑑み、以下の事態を避けるために必要な権利の制限は正当化可能(文化審議会
で積極的に検討)
 - 許諾が得られない
 - 権利処理の手続き的負担から利用できない
- しかし、教育に公益性があるからといって、財産権のうち著作権については無限定に制限し、無償で使っていいということにはならない。

教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について

(平成29年9月15日内閣府第1回投資等WG文化庁著作権課資料)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/agenda.html>

2. 教育目的の著作物利用と著作権の制限について

- 諸外国(英、独、仏、豪等)では、**補償金**等により権利者に適切な対価を還元しながら権利制限を行い、教育目的の著作物利用を円滑化
- 有償であることをもって、教育の「制約要因」などと評価するのは不適當
- 私人の財産権の制限を行う上では、理論的妥当性に加え、権利者・利用者双方の理解が重要
- 文化審議会では、教育に関わる幅広い権利者団体と初等教育から**高等教育までを含む15の教育関係団体の意見を聴取**

教育の情報化の推進に関する当事者間協議

(平成28年7月4日文化審議会著作権分科会法制・基本小委員会)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28_02

教育の情報化の推進に関する協賛機関協議（協賛）協賛者名簿			
権利者団体			
学術著作権協会	野間 豊	(常務理事)	
	黒川 忠	(事務局長)	
	金山 伴子	(事務局長)	
日本写真著作権協会	瀬尾 太一	(常務理事)	
日本書籍出版協会	金原 優	(日本書籍出版協会代表理事)	
日本新聞協会	平井 彰司	(新聞著作権推進委員会委員長)	
日本文藝家協会	長尾 玲子	(著者著作権推進委員会委員長)	
教育関係団体			
国立大学協会	吉田 素文	(九州大学附属図書館研究開発室特別研究員、国際医療福祉大学大学院教授、国立大学協会教育・研究委員会専門委員)	
日本私立大学団体連合会	加藤 浩一郎	(金沢工業大学虎ノ門大学院教授(弁理士))	
公立大学協会	川上 忠重	(法政大学理工学部教授、FD推進センターFD推進プロジェクトリーダー)	
全国都道府県教育委員会連合会	小松 良一	(群馬県総合教育センター教育情報推進係)	
全国市町村教育委員会連合会	調整中		
アドバイザー			
	今村 哲也	(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)	

教育の情報化の推進における要望

一般社団法人国立大学協会(文化審議会)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28_04/

- 授業の過程で行う異時送信を新たに権利制限の対象とするか
- その場合に補償金請求権を付与すべきと考えるか
- これまで無償であった複製及び同時公衆送信についてどのように考えるか
- 国立大学協会としての要望を述べる。

資料 1-2

教育の情報化の推進における要望

平成28年12月9日
一般社団法人国立大学協会

現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題委員会において、現行著作権法について、教材資料や講義映像の送信など授業の過程で行う異時の公衆送信（以下「異時送信」という。）を新たに権利制限の対象とするか、また、新たに権利制限の対象とする場合に補償金請求権を付与すべきと考えるか、さらに、これまで無償であった複製（第30条第1項）及び同時公衆送信（同条第2項）（以下「複製等」という。）についてはどのように考えるかについて審議が進められているが、国立大学協会としての要望を以下のとおり述べる。

（基本的な考え方）

○ 国立大学は教育の情報化に積極的に取り組んでおり、そのための著作権制度の整備はかねてより重要な課題と考えてきたところである。したがって、今回法改正が議論されている点については、本協会として大いに期待するものである。

（異時送信について）

○ 現行法の第30条第2項が教育の公益性に鑑みて無償で利用できるような権利が制限されていることから、今後、授業の過程で行う異時送信についても新たに権利制限の対象となることは、国立大学のみならず、教育機関全体として教育の質の向上に資するものであり、望ましいことと考えている。また、このことについては、法改正を行うほかにも、現在の技術的な方法や授業での利用実態に応じて、現行の権利制限規定の解釈の在り方を含めた検討も必要と考えられる。

○ 新たに権利制限の対象とする場合には、従来の複製等と同様に無償で利用できることが望ましいと考えているが、既に補償金請求権を付与する場合には、その金額は、大学の本務である教育研究の公益性に鑑みて、上げにならない程度の低廉なものとするよう配慮すべきである。なお、補償金額について、教科書等掲載補償金と同様に文化庁長官が定めることとすることについても検討すべきである。

○ 補償金やライセンス料をいつ誰が誰にどのように支払うか、あるいは、従来の場による複製と異時送信との間に補償金の有無が生じること等について、教育研究及び教育の情報化の推進の妨げとならないよう、国立大学を含めた高等教育機関及び関係者等との協力体制の下に早急な検討が必要であると考えられる。

教育の情報化の推進における要望

一般社団法人国立大学協会

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28_04/

- 授業の過程で行う異時送信が新たに権利制限の対象となることは、教育機関全体として教育の質向上に資する
- 無償が望ましいが、仮に補償金請求権を付与する場合は、教育研究の公共性に鑑みて、妨げにならない程度の低廉な金額とすべき
- 補償金制度やライセンス制度は、手続き、窓口、取り扱う著作物の範囲や利用方法、補償金や使用料などを含め、国際的に整合性のとれた形で検討し、早急に整備すべき

著作権法における補償金とは？

教科書等に係る補償金の額について | 制度の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/030101j.htm

- 学校教育の目的上必要と認められる限度で、公表された著作物を例外的に無許諾で、教科書等への掲載可(著作権法第33条第1項)
- 無許諾での掲載にあたり、著作者への通知と「補償金」の支払いが必要(著作権法第33条第2項)
- 「補償金」の額は、文化審議会への諮問を経て、文化庁長官が毎年定める。(著作権法第71条)

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

サイトマップ English

お知らせ 政策について 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術 スポーツ 文化

資料 5 - 1

教科書等に係る補償金の額について

1. 制度の概要

- 教科書等への掲載については、学校教育の目的上必要と認められる限度で、公表された著作物を例外的に無許諾で利用できる。(著作権法第33条第1項)
- ただし、無許諾での掲載にあたり、著作者への通知と「補償金」の支払いを行わなければならない。(著作権法第33条第2項)
- 「補償金」の額は、文化審議会(文化審議会令第5条に基づき「著作権分科会」で処理することとされている)への諮問を経て、文化庁長官が毎年定める。(著作権法第71条)

2. 著作権分科会の方針(平成13年12月10日文化審議会著作権分科会決定)

- 「補償金」の額は、基準年度の「補償金」の額に
「基準年度の補償金の額」×「教科書定価の上昇率」
を加えた額とする。
(注 別紙「教科書等に係る補償金の額の改定について」参照)

3. 平成14年度の「補償金」の額(文化庁案)

- 平成14年度の教科書定価が平成13年度と同額であるため、平成14年度の「補償金」の額は平成13年度と同額とする。

諸外国の補償金額・ライセンス料金*

(高等教育を抜粋、年間学生1人当たり)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/agenda.html>

イギリス	約1,256円
アメリカ合衆国	約220～1,320円**
オーストラリア	約28億円/39大学***
韓国	約100～130円
フランス	約418円
ドイツ	約1円/ページ

* 各国の権利制限の対象範囲に応じた金額のため、単純比較はできない

** 高等教育機関の種別による

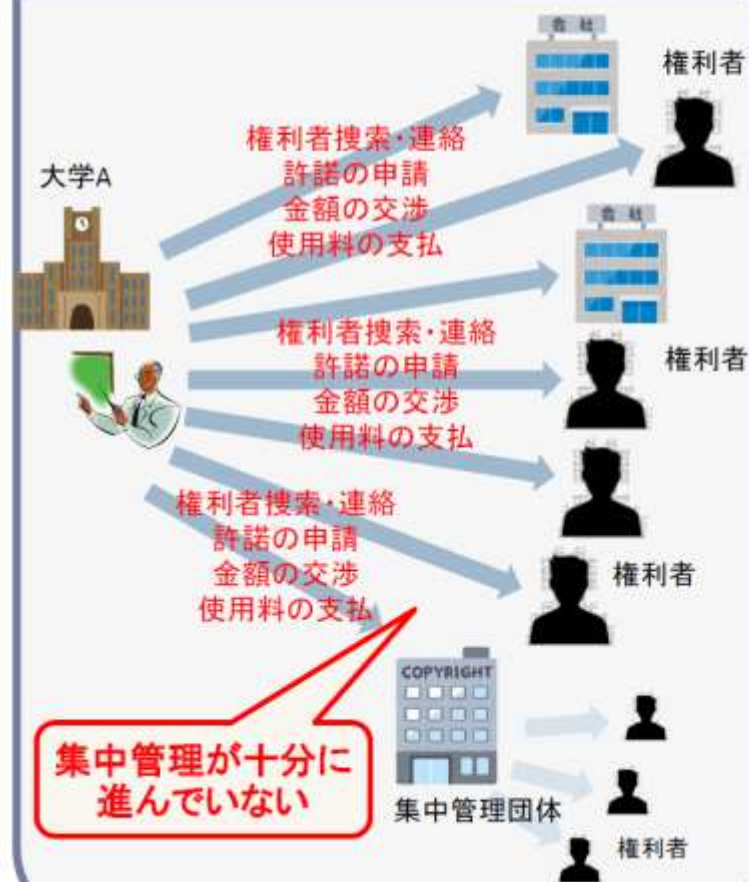
*** 50大学の学生数は131万人(2014年)

著作権分科会報告書に沿って制度改革が行われれば・・・(イメージ)

現在

授業で他人の著作物を公衆送信する場合

→著作物毎に、利用の都度許諾を得ることが必要



将来

授業で他人の著作物を公衆送信する場合

→一定の条件のもと、権利制限により、**一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能**



制度設計の検討状況

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170915/agenda.html>

1. 補償金の対象は、現行法上権利制限の対象となっている公衆送信以外の公衆送信全て
2. 補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者
3. 補償金請求権の行使（徴収・分配）は、文化庁長官の指定する一つの団体（指定管理団体）がワンストップで行う
4. 補償金額の決定は原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとする方向で検討中。国は、最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にする
5. 補償金関係業務の適正性を確保するため、国の指定管理団体に対する監督権限等について規定

今回の施策を通じて実現が期待される社会像

現在

教育機関

著作権者

①著作物利用の
萎縮

②多大な手続き
費用を投じて
著作物を利用

③何が適法なの
か分かりにくい

潜在的市場の逸失

権利制限規定
の見直し

ライセンス環境
の整備

法解釈に関する
ガイドラインの
整備

教育機関における
研修・普及啓発

将来

教育機関

教育に必要な著作物
をより円滑に
利用できるようになる

著作権者

著作物利用に対する
正当な対価を
得ることができる

教育の
質の向上

新たな質の高い
創作物が
生み出される

我が国の文化・社会経済の発展

著作権分科会報告書による4つの施策

1. 権利制限規定の見直し
2. ライセンス環境の整備
3. 法解釈に関するガイドラインの整備
4. 教育機関における研修・普及啓発

教育機関において違法に利用されていると考えられる事例

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)平成27年8月

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_04/

文化審議会著作権
法制・基本問題小

議事次第

1. 開会
2. 議事
(1) 教育の権利の保護について
(2) その他
3. 閉会

配布資料一覧

資料1: 第4回法制・基本問題小委員会の議事録
資料2: 教育の権利の保護に関する資料
参考資料1: ITと著作権に関する資料
参考資料2: 教育機関における著作権の保護
参考資料3: 国に設立した著作権保護機関の設置
出版者名簿 (44,200)

議事内容

参考資料 2

教育機関において違法に利用されていると考えられる事例
(権利者団体提供資料)

【事例1: 教師がPDFを学生に配布するケース】

○経緯
(ア)ツイッターで、某私立大学の学生が、本一冊分のPDFデータが送られてきて講義でのプレゼンを課せられたと発言。
(イ)出版社から確認をしたところ、先生から送られてきたとのこと。
(ウ)名乗って当該行為をおこなった先生名を確認しようとしたところ、拒否された。

【事例2: 違法にテキストを複写し自身が作成したレジュメと合わせて製本し販売していたケース】

○経緯
(ア)某国立大学の生協にて製本されたレジュメ集を入手(受講者向け有償販売)。
(イ)ある法律系の出版物が一部コピーされて綴じ込んであった。
(ウ)著者宛に内容証明を送り、販売停止・販売実績報告等を求めた。
(エ)要請を受け入れた上で謝罪があり和解。

【事例3: 違法に、複数の第三者の著作物を複製・編集して「教材」として販売していたケース】

○経緯
(ア)某国立大学の教員が、業者を利用して、複数の書籍及び雑誌に掲載された著作物50件ほどを複製・製本(バインド)し、「教材」として学生に販売。
(イ)学生より内部告発がされた。
(ウ)内容証明を送り、著作権侵害等の事実を確認。
(エ)教員は、事実を否認。過去3年にわたって同様の「教材」提供を行っていたことが判明。
(オ)訴訟前の和解で解決。

【事例4: 初等中等教育機関において、校内で問題集の電子化・共有が行われていたケース】

○経緯
(ア)某出版社の問題集を採用している中学校において、当該問題集を全ページスキャンし、校内サーバーに保存していた。
(イ)保存された問題集データは、電子黒板に表示させる等して使用していた。

1. 教師がPDF を学生に配布するケース
2. 違法にテキストを複写し自身が作成したレジュメと合わせて製本し販売していたケース
3. 違法に、複数の第三者の著作物を複製・編集して「教材」として販売していたケース
4. 初等中等教育機関において、校内で問題集の電子化・共有が行われていたケース

著作権法の普及・啓発： 電子教材著作権講習会



2012～15年度実績

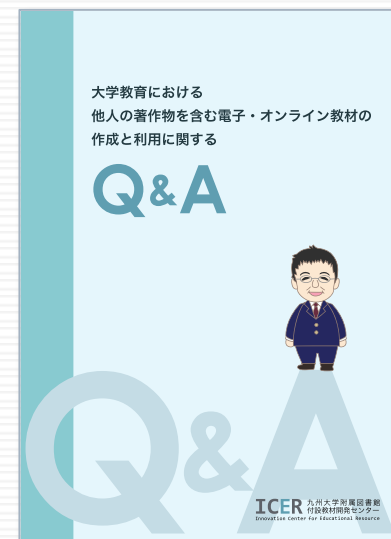
場 所：九州大学 5キャンパス

開 催：22回

受講者：190名

資料：Q&Aハンドブック

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A」



講習会の開催状況と受講者の内訳

平成	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
回数	5	9	4	4
受講者	50名 教員22(15部局) 職員17(7部局) 院生5(3部局)	44名 教員22(13部局) 職員9(6部局) 研究員3(3部局) 院生8(5部局) 研究生1、学部生1	65名 教員8名 職員8名 研究員1名 院生3名 学部生1名	31名 教員13名 職員14名 院生4名
キャンパス	全	全	病院地区2回	伊都2、 箱崎、病院
オンデマンド	QREC 6名	なし	人文17名 理学27名	なし
工夫など	60分⇒90分へ 取り上げて欲しい題材を事前に募集	著作権専門の教員によるQ&A開始 全学FDに昇格	ハンドブックとスライドを更新 ウェブで資料配布	スライドを更新

著作権法の普及・啓発：学生教育の事例

□ 九州大学(大学院・学部)

■ 2013-2014年度に試行的実施

- 統合新領域学府修士課程
- 医学系大学院博士課程
- 基幹教育科目

■ 2016年度以降

- サイバーセキュリティ基礎論

著作権処理のため、
表示できません。

日経コンピュータ |
2015/01/26 | サイバーセ
キュリティを全学部で必修に、
九大が16年度開始を目指す
[http://tech.nikkeibp.co.jp/it/
atcl/column/14/346926/012
200152/](http://tech.nikkeibp.co.jp/it/atcl/column/14/346926/012200152/)

□ 国際医療福祉大学医学部(2016-7年度)

- 外国人留学生オリエンテーション
- 「医療プロフェッショナリズム I」で「著作権」2コマ

こういった内容を伝えるべきか

- 「大学学習資源における著作物の活用と著作権」の内容
 1. 教育の情報化の推進に伴う著作物の活用と著作権に関する経緯
 2. 大学の教材における著作物の取り扱いに関連する著作権法
 3. 著作権法の関係規定の解釈(ガイドライン等)
 4. 許諾申請の具体的な方法
- 今後、許諾申請について、窓口の集約化、事後承諾システム、包括契約などが行われる場合は、予定も含めてその内容
- Faculty/Staff Developmentや学生を対象とする授業および人材の確保・育成の必要性

どのように伝えるべきか

□ 対象者：大学教職員、学生

- Staff Developmentを義務化する大学設置基準等改正が平成29年4月1日に施行
- 「職員」には、事務職員だけでなく教員や技術職員を含む

□ 方法：Faculty/Staff Development や学生を対象とする授業

- 留意点：一方的に伝えるだけでなく、受講者の疑問に応える機会が必要
- 伝達成果の確認
 - LMS(学習管理システム)などにアップロードされている教材における著作物の取り扱いに関する教職員・学生へのアンケート調査やサンプリング調査など(上記授業、F/SD の際の実施可能)
- 恒常的に大学が責任を持って推進・管理するには、学内に組織を設置
- 人材の育成・維持を行うまたは委託可能な外部機関が必要

Faculty Development (FD) Staff Development (SD)とは？

FD http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/06102415/004.htm

- 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究
- 大学院設置基準において義務化（平成19年4月1日より施行）

SD http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369942.htm

- 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修
- 大学院設置基準において義務化（平成29年4月1日から施行）

参考：教育研究に関する倫理的事項を確実に伝える事例

- 研究倫理、研究費適正使用コンプライアンス(対象：研究者)
eラーニング受講必須化
 - CITI Japan e-learning
<http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/>
 - JSPS e-learning Course
<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>
- 動物実験、遺伝子組み換え実験(対象：研究者、学生)
 - 実験開始前に講習会受講
- 研究倫理審査申請資格(対象：研究者)
 - 申請者の資格獲得・更新のための講習会

日本学術振興会とCITI Japanプロジェクト CITI e-learningの運営は一般社団法人公正研究推進協会へ



・ 2017年4月～

著作権分科会報告書による4つの施策

1. 権利制限規定の見直し
2. ライセンス環境の整備
3. 法解釈に関するガイドラインの整備
4. 教育機関における研修・普及啓発

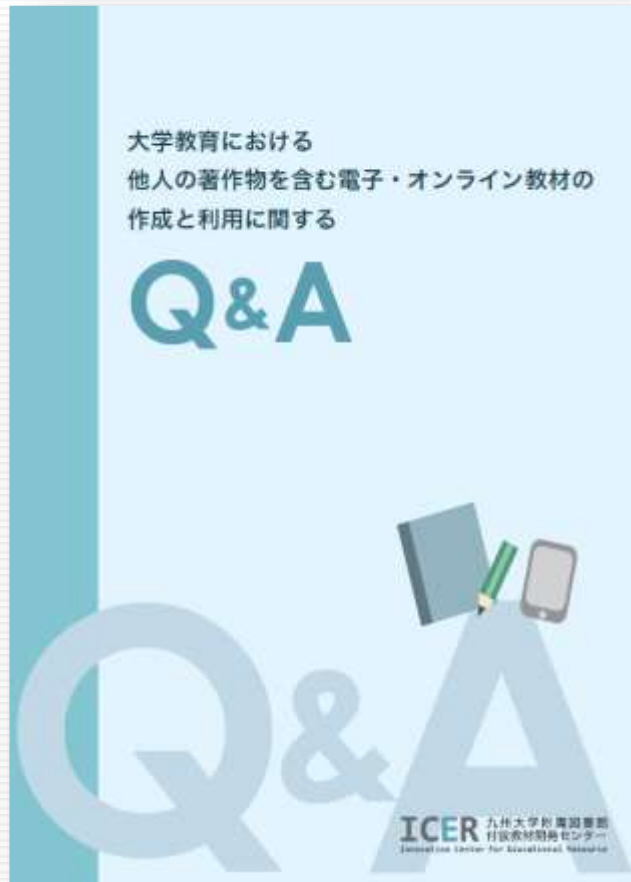
利用者(教材作成者)によるガイドライン

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_info

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/topics_20170608

九州大学

大学学習資源コンソーシアム



九州大学教材開発センター(ICER)

Innovation Center for Educational Resource

<http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/>

ICER 九州大学附属図書館
付設教材開発センター
Innovation Center for Educational Resource

サイト内検索 日本語

教材開発センターについて ご紹介 センターの活動 沿革 組織図 メンバー 広報

ホーム » 教材開発センターの取り組み » 教材作成支援 » 著作権 ~電子教材における著作権について~

コンテンツを探す
キーワードから探す

カテゴリから探す

- 学部・講演会・イベント他
- 開講・開催時期
- 教員・講演者名

ICERの取り組み
教材開発

- インタラクティブな電子教材の開発
- 2D/3D教材開発システム
- MOOC
- Apple Dev. Ent. Program

教材作成支援

- 撮影・公開
- 議義収録配信システム
- 著作権
- FD講習会

著作権 ~電子教材における著作権について~

電子教材著作権講習会の資料

電子教材著作権講習会のスライド資料 (PDF 1.35MB)

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A」 (第3版 2017.4, PDF 811KB)

「大学学習資源における著作物の活用と著作権」 (PDF 679KB)

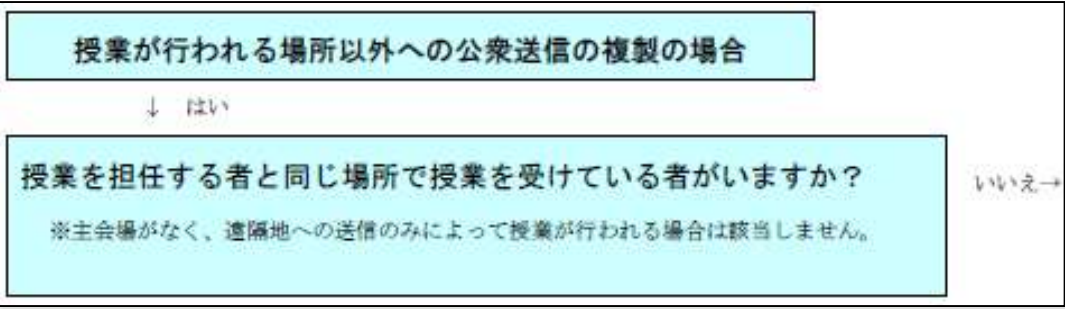
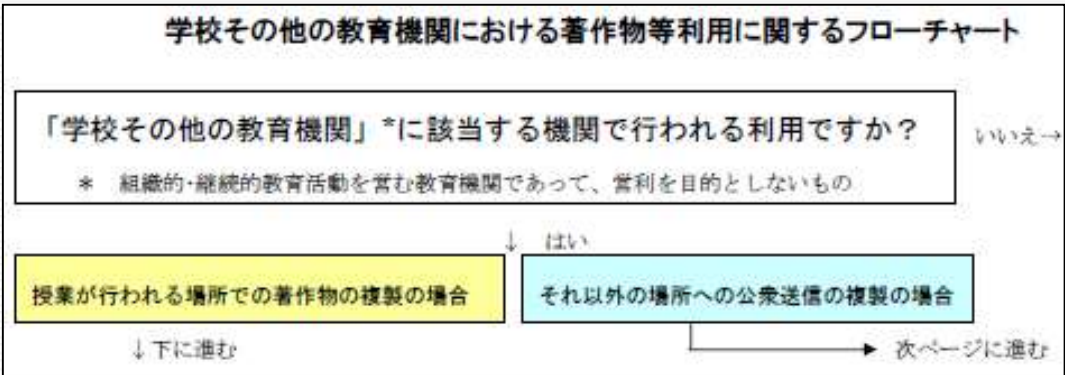
九州大学加盟の大学学習資源コンソーシアム(Consortium for Learning Resources)において作成したガイドラインです。

大学学習資源コンソーシアム(CLR)

Consortium for Learning Resources | <http://clr.jp/>



日本書籍出版協会「学校その他の教育機関における著作物等利用に関するフローチャート」



自由利用できません。許諾を取ってください。

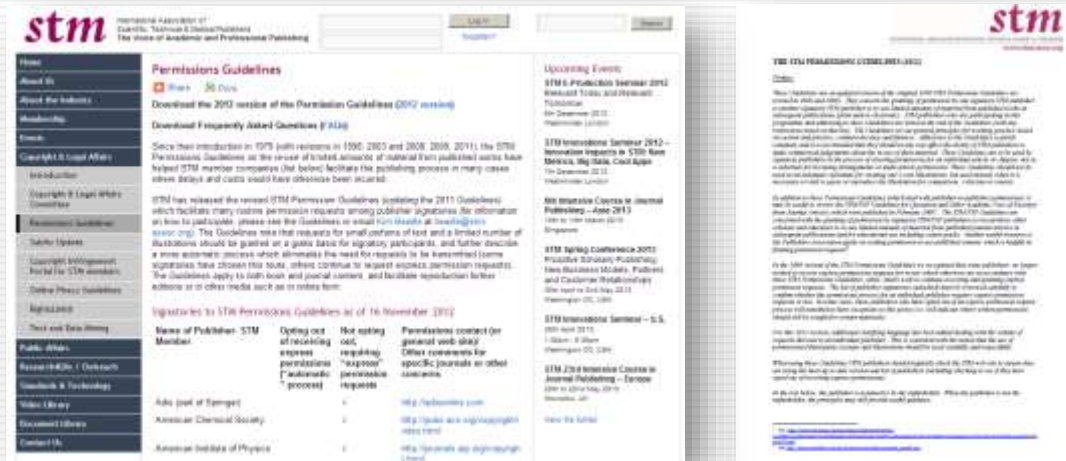
<http://www.jbpa.or.jp/guideline/index.html>

国際STM出版社協会「Permissions Guidelines」

<http://www.stm-assoc.org/permissions-guidelines/>

- 2018年1月18日現在、65の理学系(S)、工学系(T)、医学系(M)の出版社、新聞社、学協会、国際機関等が署名した「許諾なしに著作物を相互利用」できるとする申し合わせ(2012年6月には54)
- 量的な目安を明示したガイドラインとして画期的
- 日本から

- 医学書院
- 毎日新聞
- 南江堂



権利者団体が公開しているガイドライン

日本医書出版協会「引用と転載について」

- 出所(出典)の明示について

＜雑誌の場合＞著者名, 題名, 雑誌名, 巻, 号, 頁, 発行年.

- 原則として、原形を保持して掲載すること

STM「Permissions Guidelines」

- 雑誌の1つの記事や書籍の章から、図表は3つまで、1冊の書籍から5つまで許可なしに利用可

- 出版社等の中での申し合わせである点

eラーニング教材に含まれる他人の著作物に関する課題への対策

(平成21年8月30日付 文部科学省高等教育局医学教育課長上申書から抜粋し一部改変)

1. 法改正を働きかける
2. 公的なガイドラインを作成
3. 法的な争いが起きて判例ができるのを待つ
4. 専門的な知識や技能を有する人材を養成
5. 教職員・**学生**の啓発(FD、SD、**授業**)
6. 著作権処理の方針について多施設が協議

判例について

<http://current.ndl.go.jp/node/31257>

- 2008年、Oxford University Press、Cambridge University Press、SAGE Publicationsの3出版社が、米ジョージア州立大学が学生向けにデジタル授業教材を提供している電子リザーブ(E-Reserves)が著作権を侵害しているとして差し止め請求訴訟を提起した。
- 2012年、ジョージア州北部地区連邦地方裁判所で棄却判決が出されたが、原告の3社が上訴し、2014年10月に巡回区控訴裁判所が地方裁判所の判決を差し戻した。
- 2014年11月6日、北米研究図書館協会(ARL)が、米ジョージア州立大学図書館の電子リザーブ訴訟に関して、[フェアユース](#)の考え方をまとめた“Fair Use Decision Making Post-Georgia State”を公開

判例について

<http://current.ndl.go.jp/node/31257>

- 2016年3月31日、米国連邦地方裁判所(ジョージア州・北部地区)が、2008年から続いているジョージア州立大学の電子リザーブ(E-Reserves)に関する訴訟について、判決理由を示した。
- 米国連邦第11巡回区控訴裁判所で、差し戻しの判決がでたため、原告から訴えのあった48件の著作権侵害について再度調査を行い、41件はフェアユースが認められ、7件のみ原告の訴えの法的権利が認められるとした。

※ 日本とアメリカでは法体系が違っているので、「アメリカでこのような判決がある」からといって、「日本でも同じになる」ということではないことに留意が必要

今後3年以内に策定が必要なこと

- 権利者・利用者間で、権利制限規定なのかライセンスによる使用許諾なのかを分ける利用方法に関するガイドライン
- 著作権法の普及・啓発方針（FD/SD、授業）
- 補償金・ライセンス料
 - 金額の交渉
 - 支払いの根拠となる実態調査（実施主体・サンプリングか全数調査か）
 - 支払い手順

大学教員が作成する教材の特徴と根本的な問題

□ 学術情報

- 最新で
- 正確な

□ 伝える

- わかり易く
- 記憶に残るように

□ その他の配慮

- 時間、労力、経費
- 社会貢献、**倫理性**

原著者と教材作成者が
同じ学術コミュニティに所属
⇒ **著作権法**の想定外！

相反

著作権法および
権利者が公表して
いるガイドライン
等への配慮

私達の希望(本セミナー概要より)

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/topics_20180125

効果的な授業を行うため、
著作物を含む教材を
学習管理システム等を介し
授業外で配布・共有したい

自己紹介

- 1988～96年 九州大学医学部卒、消化器外科・抗癌剤開発研究
- 1996年 九州大学医学部附属統合教育研究実習センター 助手
- 1998年 文部省高等教育局医学教育課専門員(半年間)
- 2002年 東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター 助教授
- 2004年 九州大学医学研究院医学教育学講座 教授、現代GP採択
- 2007年 九州がんプロフェッショナル養成プラン(後半eラーニング運営委員長)
- 2008年 九州大学附属図書館副館長に併任
- 2009年 文科省医学教育課にeラーニング推進の課題解決検討上申書
- 2011年 九州大学附属図書館附設教材開発センター 協力教員
- 2014年 大学学習資源コンソーシアム運営委員
- 2016年 IUHWに異動、附属図書館特別研究員
- 文化庁「教育の情報化の推進に関する当事者間協議」
- 2017年 現職(2018年4月～IUHW大学院医学研究科教授)